

開智未来高等学校 学 則

第1章 総 則

(目 的)

第1条 本校は、教育基本法及び学校教育法に基づき、中学校における教育の基礎の上に心身の発達に応じて高等普通教育を施すことを目的とする。

(名 称)

第2条 本校は、開智未来高等学校と称する。

(位 置)

第3条 本校は、埼玉県加須市麦倉1238番地に置く。

第2章 課程の組織及び収容定員

(課 程)

第4条 本校の、課程及び収容定員は次のとおりとする。

全日制課程 普通科 720名(男女)

第3章 修業年限、学年、学期及び休業日等

(修業年限)

第5条 本校の修業年限は、次のとおりとする。

全日制課程 3年

(学 年)

第6条 学年は4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

(学 期)

第7条 学年を分けて次の3学期とする。

第1学期 4月1日から8月31日まで

第2学期 9月1日から12月31日まで

第3学期 1月1日から3月31日まで

(休業日、臨時授業及び臨時休業)

第8条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日。

(2) 日曜日

(3) 県民の日 11月14日

(4) 創立記念日 4月30日

(5) 春季休業日 4月1日から4月7日まで

(6) 夏季休業日 7月21日から8月31日まで

(7) 冬季休業日 12月24日から翌年1月7日まで

(8) 学年末休業日 3月21日から3月31日まで

2 非常災害、その他急迫の事情のあるときは、校長は臨時休業とすることができる。

3 校長は、教育上必要があるとき、かつ、やむを得ない事由があるときは、休業日に授業を行うことができる。

4 校長は、創立記念日等の休業日を臨時で変更することができる。

第4章 入学、退学、転学、留学及び休学等

(入学資格)

第9条 本校に入学することができる者は、中学校もしくはこれに準ずる学校を卒業した者及び高等学校入学に関しこれと同等以上の学力があると認められる次の各号の一に該当するものとする。

(1) 外国において学校教育における9年の課程を修了した者

(2) 文部科学大臣が中学校の課程に相当する課程を有するものとして指定した在外教育施設の当該課程を修了した者

(3) 文部科学大臣の指定した者(昭和23年文部科学省告示58号)

(4) 学校教育法第23条(同法第39条第3項で準用する場合も含む)の規定により、保護者が就学させる義務を猶予、又は免除された子女で、文部科学大臣の定めるところにより、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者

(5) その他校長において中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

(編入学資格)

第10条 第2学年以上に編入学することができる者は、相当年齢に達し、前各学年の課程を修了したと同等以上の学力があると認められる者とする。ただし、開智未来中学校を転学及び退学した者は、第1学年にも編入学することができる。

(入学許可)

第11条 入学の許可は、選考のうえ校長がこれを行う。

(出願手続)

第12条 入学を希望する者は、本校所定の入学願書等をその他必要書類に選考料をそえ、願い出なければならない。

(入学手続)

第13条 入学を許可された者は、すみやかに本校所定の書類に入学料をそえて提出しなければならない。

2 前項に定める手続きが所定の期日までに行われなときは、入学の許可を取り消すことがある。

(転学)

第14条 生徒がやむを得ない事情によって転学しようとするときは、その事由を具し、保護者が連署のうえ、校長に願い出て許可を受けなければならない。

2 校長は転学願いを受理したときは、その事由を具し生徒の在学証明書及び指導要録の写しを、転学先の校長に送付しなければならない。

3 他の高等学校から転入学を志望する生徒のあるときは、校長は欠員のある場合には必要書類の提出を求め、選考の上、履修した単位に応じて相当学年に転入学を許可することができる。

(留学)

第14条の2 生徒が外国の高等学校に留学しようとするときは、その事由を具し保護者と保証人が連署のうえ校長に願い出て許可を受けなければならない。

2 前項により留学を願い出たときは、校長は、教育上有益と認める場合には留学を許可することがある。

3 留学中の生徒が復学しようとする時は、その事由を具し保護者と保証人が連署のうえ、校長に願い出て許可を受けなければならない。

4 校長は第22条の規定にかかわらず前項により復学を許可された生徒について、外国の高等学校における履修を本校における履修とみなし、30単位を超えない範囲で、単位の履修を認定することがある。

5 校長は、前項の規定により単位の修得を認定した生徒について、第6条に規定する学年の途中においても、各学年の課程の修了、または卒業を認めることがある。

(退学)

第15条 退学しようとする者は、本校所定の書類にその理由を明記し、保証人連署のうえ願い出て、許可を受けなければならない。

(欠席、休学)

第16条 生徒が病気その他やむを得ない理由により欠席するときは、保護者はその理由を明記し、届け出なければならない。

2 生徒が病気その他やむを得ない理由により10日以上出席することができないときは、保護者は所定の書類にその理由を記し、医師の診断書等をそえ願い出て、校長の許可を受けなければならない。

(復学)

第17条 前条第2項の規定により、休学中の生徒が復学しようとするときは、保護者は所定の書類にその事由を明記し、医師の診断書等をそえ願い出て、校長の許可を受けなければならない。

2 第15条によって退学した者が、2年以内に再入学を願い出たときは、校長は退学当時の在学年以下の学年に入学を許可することができる。

(出席停止)

第18条 生徒が伝染病にかかり、又はそのおそれがあるとき、その他必要があると認めるときは、その生徒に対し出席停止を命ずることがある。

(忌引)

第19条 生徒が親族の死亡により忌引休みを願い出たときは、これを許可することがある。

(身上事項の異動の届出)

第20条 生徒及び保護者、保証人の氏名、住所の変更等身上事項について異動があったときは、すみやかに届け出なければならない。

第5章 教育課程、学年の課程修了の認定及び卒業等

(教育課程)

第21条 本校の教育課程は、教科並びに各教科以外の特別教育活動及び学校行事等により編成し、その教科、科目及び単位数は、別表のとおりとする。

(課程修了の認定)

第22条 単位修得の認定は、生徒の出席状況と平素の成績によりこれを行う。

2 前項による認定の方法は、校長がこれを定める。

(卒業)

第23条 校長は、本校の教育課程に基づき、各教科に属する科目及び各教科以外の教育活動を履修し、その成果が満足できると認められる者に対し卒業の認定を行い、卒業証書を授与する。

(原級留置)

第24条 生徒のうちで、当該学年における所定の教育課程を修了することができなかつた者について、教育上必要があるときは原級に留め置くことがある。

第6章 教員組織

(職員組織)

第25条 本校に次の職員を置く。

- | | |
|------------|------|
| (1) 校長 | 1名 |
| (2) 教頭 | 1～2名 |
| (3) 教諭 | 38名 |
| (4) 養護教諭 | 1名 |
| (5) 司書教諭 | 1名 |
| (6) 実習助手 | 1名 |
| (7) 講師 | 若干名 |
| (8) 事務職員 | 3名 |
| (9) 学校医 | 1名 |
| (10) 学校歯科医 | 1名 |
| (11) 学校薬剤師 | 1名 |

2 前項の職員以外に次の職員を置くことができる。

- | | |
|----------|------|
| (1) 主幹教諭 | 1名以上 |
| (2) 指導教諭 | 1名以上 |

3 校長は、校務を総括し、所属職員を監督する。

4 副校長は、校長を補佐し、校長事故あるときはその職務を代行する。

5 教頭は、校長、副校長の指示を受け校務を整理する。

6 主幹教諭は、校長、副校長及び教頭を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに生徒の教育を司る。

7 指導教諭は、生徒の教育を司り、並びに教諭その他の教員に対して、教育指導の改善及び充実のために必要な指導助言を行う。

8 職員の校務分掌は、校長が別に定める。

9 名誉校長を置くことができる。

第7章 授業料、入学料及び選抜料

(授業料、入学料及び選抜料)

第26条 本校の授業料、入学料及び選抜料は、次のとおりとする。

- | | |
|----------------------------------|----------|
| (1) 入学金 | 250,000円 |
| 但し、開智未来中学校からの内部進学生は、100,000円とする。 | |
| (2) 授業料(年額) | 360,000円 |
| (3) 施設費(年額) | 100,000円 |
| (4) 教育充実費(年額) | 60,000円 |
| (5) 冷暖房費(年額) | 8,000円 |
| (6) 選抜料 | 25,000円 |

- 2 生徒が在籍中は、出席の有無にかかわらず授業料を所定の期日までに納入しなければならない。
- 3 生徒が休学及び留学したときは、前項の規定にかかわらずその始期の属する月の翌月から授業料を免除することがある。
- 4 正当な理由がなく、かつ、所定の手続きを行わずに授業料を3月以上滞納し、その後においても納入の見込みがないときは、退学を命ずることがある。
- 5 すでに納入した授業料、入学料及び選抜料は返還しない。ただし、特別の事情がある場合は、その全部又は一部を返還する。

第8章 賞 罰

(表 彰)

第27条 校長は、学業、人物その他について優秀な生徒を表彰することができる。

(懲 戒)

第28条 校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、生徒に対して懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。

- 2 生徒に対して行う懲戒のうち、退学、停学及び訓告の処分は、校長が行う。
- 3 前項の退学は、次の各号の一に該当する生徒に対して行うことができる。
 - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - (2) 学業が著しく劣り成業の見込みがないと認められる者
 - (3) 正当の理由がなく出席が常でない者
 - (4) 学校の秩序を乱した者、その他生徒としての本分に反した者

第9章 雑 則

(雑 則)

第29条 この学則の施行に関し、必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

この学則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年7月15日受理)

この学則は、平成23年4月1日から施行する。